

常任委員会
付託案件審査

各委員会における付託案件の審査の主な内容は次のとおり

総務厚生委員会

◎高山市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

※高山市立こま草保育園を民間に移譲するため条例を改正するもの
【問】子どもたちへの影響は。

【答】基本的な保育の運営については国が示したガイドラインに沿って行われる。また、地元の方々と培ってきた保育は今後も地元の方々と協議をしながら運営していくこととなる。

◎指定管理者の指定について（10グループ35施設）

【問】指定管理の期間を5年としている根拠は。
【答】制度スタート当初は様々なノウハウ等不

確定な部分があることから3年間としたが、一定のノウハウもでき、3年間では短いという各団体からの意見もふまえ5年とした。

指定管理者としても中期的な計画が立てやすいとの考えもある。

【問】公募・非公募の考え方は。

【答】条例において市が出資している団体、公共団体、公共的な団体については非公募でできるという規定がある。考え方については、

施設の管理運営を主たる目的としている団体や、地域力を活用することが適切な施設である公共的団体、公益法人等で市の事業と密接な関わりを持つ事業を行っている団体を非公募としている。また、満足度を継続するという意味において、総合評価が2年連続B評価以上の団体については、公募を非公募に改めた。

高山市ふれあい老人デイサービスセンターについて

【問】公益法人から一般財団法人へ移行したが、行政として高山市福祉サービス公社の位置付けは。

【答】一般財団法人となっても福祉サービス公社の設立目的、考え方や事業の取り組みは今までと変わらない。在宅福祉の拠点として事業をすすめる中で、現在6億円に上る資金については公的目的支出計画を組んで9年間で使っていくこととなるが、その中で、通常手



高山市山王福祉センター

の届かない様な事業を展開し、より在宅福祉の充実に務めるよう話をすすめたいと思っている。

高山市営火葬場について

【問】西洞町にある火葬場の新築移転が計画されている中で、指定期間を5年間とした理由は。

【答】新火葬場の完成年度が確定しておらず、募集要項の中で、指定管理中の変更という項目を設け、新しく火葬場が建設された時は、業務内容の変更があることを確認している。

自由討議

・指定管理料の算出について、複数の施設をグループとする場合においても施設ごとの積算は明確にするべきだ。
・指定管理者である高山市福祉サービス公社については公益を重視し、在宅福祉の拠点として不採算部門のサー

ビスの展開や、先駆者の役割を果たしているなど、全市域での取り組みに期待したい。

文教産業委員会

◎指定管理者の指定について（24グループ66施設）

【問】現時点で協議が整わなかった施設における原因は何か。

【答】現時点で協議が整っていない施設は10グループ16施設あり、その原因は、指定管理料についての協議が整っていないため。応募団体と十分な協議を行っているところである。

【問】公募施設における応募の状況と課題は。

【答】今回更新を迎える施設での応募は1団体ずつで、新規施設である飛騨高山観光案内所については3団体から応募があった。本来、多くの団体から応募される中で、最も良い提案をされた団体を指定1団体の応募であって

も、協議をする中で最も適切な団体であると判断している。

【問】過去の実績で指定管理料を定めているが、社会状況、経済状況の変動がある中、見直し協議が必要と考える。今回未更新となつて

いるのは収益施設9グループ、非収益施設1グループとなつている。収益施設は観光の動向が大きく影響する。過去の実績をもとに協議することが前提となつているが、今後も管理者側と協議し、両者が納得できる形ですめたい。また、年度ごとに経済状況などの要因もあることから、管理者側の努力では対応できないような状況があれば、年度の途中でも変更の協議をしていき

たい。